埼玉県立自然と川の博物館条例

平成十七年十二月二十六日 条例第百二十三号

改 平成一九年 三月一三日条例第三一号 平成二五年 三月二九日条例第四号 正

平成二六年 三月二七日条例第二号 平成三一年 三月一九日条例第二号 埼玉県立自然と川の博物館条例をここに公布する。

埼玉県立自然と川の博物館条例

(設置)

第一条 自然及び川と人々の暮らしとのかかわりに関する資料(以下「資料」という。)の収集、保管及び調査研究を行うとともに、その活用を図り、もって教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館として、自然と川の博物館を設置する。

(名称及び位置)

第二条 自然と川の博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
埼玉県立自然の博物館	秩父郡長瀞町大字長瀞字上ノ台千四百十七番地一
埼玉県立川の博物館	大里郡寄居町大字小園三十九番地

(業務)

- 第三条 自然と川の博物館は、次に掲げる業務を行う。
 - 一 博物館法第三条第一項各号に掲げる事業に関すること。
 - 二 その他自然と川の博物館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。 追加「平成一九年条例三一号〕

(休館日)

- 第四条 自然と川の博物館の休館日は、次のとおりとする。
 - 一 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、 県民の日を定める条例(昭和四十六年埼玉県条例第五十八号)に規定する日、五月一日、同月二 日又は七月一日から八月三十一日までの日である場合を除く。)
 - 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、埼玉県教育委員会は、事情により、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

追加 [平成一九年条例三一号]

(開館時間)

- 第五条 自然と川の博物館の開館時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。ただし、七月一日から八月三十一日までの間は、午前九時から午後五時までとする。
- 2 埼玉県教育委員会は、事情により、前項に規定する開館時間を変更することができる。 追加〔平成一九年条例三一号〕

(特別利用許可)

- 第六条 自然と川の博物館が所蔵している資料について熟覧、模写、模造、撮影又は原板使用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、埼玉県教育委員会の許可を受けなければならない。 許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の許可は、当該許可に係る特別利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしては ならない。
 - 自然と川の博物館が所蔵している資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - 二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

- 三 その他自然と川の博物館が所蔵している資料の特別利用をすることが適当でないと認められる とき。
- 3 埼玉県教育委員会は、第一項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る特別利用について条件を付することができる。

追加〔平成一九年条例三一号〕

(施設等の利用許可)

- 第七条 別表第一の上欄に掲げる施設等を利用しようとする者は、埼玉県教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしてはならない。
 - 一 自然と川の博物館の管理上支障があると認められるとき。
 - 二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
 - 三 その他自然と川の博物館の設置の目的に反すると認められるとき。
- 3 埼玉県教育委員会は、第一項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利 用について条件を付することができる。

追加〔平成一九年条例三一号〕

(利用権の譲渡等の禁止)

第八条 第六条第一項又は前条第一項の許可を受けた者(以下「利用権利者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

追加〔平成一九年条例三一号〕

(遵守事項及び埼玉県教育委員会の指示)

第九条 埼玉県教育委員会は、自然と川の博物館の入館者の遵守事項を定め、及び自然と川の博物館 の管理上必要があるときは、その入館者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

追加〔平成一九年条例三一号〕

(特別利用等の条件の変更、停止及び許可の取消し)

- 第十条 埼玉県教育委員会は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は自然と川の博物館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る特別利用若しくは利用(以下「特別利用等」という。)の条件を変更し、若しくは特別利用等を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。
 - 一 第六条第三項若しくは第七条第三項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは 指示に違反したとき。
 - 二 第八条の規定に違反したとき。
 - 三 不正な手段によって特別利用等の許可を受けたとき。
- 2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

追加〔平成一九年条例三一号〕

(原状回復)

第十一条 第七条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る利用を終えたときは、速やかに当該施 設等を原状に回復しなければならない。前条第一項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの 処分を受けたときも、同様とする。

追加〔平成一九年条例三一号〕

(損害賠償)

第十二条 自然と川の博物館の入館者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に自然と川の博物館の施設若しくは設備を損傷し、又は備品若しくは資料を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

追加〔平成一九年条例三一号〕

(入館の禁止等)

第十三条 埼玉県教育委員会は、自然と川の博物館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

追加〔平成一九年条例三一号〕

(観覧料)

- 第十四条 自然と川の博物館が展示する資料を観覧しようとする者は、別表第二に定めるところにより、観覧料を納付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の資料を展示した場合においては、別に観覧料の額を定めることができる。

一部改正〔平成一九年条例三一号〕

(特別利用料)

- 第十五条 第六条第一項の許可を受けた者は、別表第三に定めるところにより、特別利用料を納付し なければならない。
 - 一部改正〔平成一九年条例三一号〕

(使用料)

- 第十六条 別表第四の上欄に掲げる施設を利用しようとする者は、同表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。
- 2 第七条第一項の許可を受けた者は、別表第一に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。
 - 一部改正〔平成一九年条例三一号〕

(観覧料等の減免)

- 第十七条 知事は、特別の必要があると認めるときは、観覧料、特別利用料又は使用料を減額し、又は免除することができる。
 - 一部改正〔平成一九年条例三一号〕

(観覧料等の還付)

- 第十八条 既納の観覧料、特別利用料及び使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。
 - 一 自然と川の博物館の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
 - 二 利用権利者、自然と川の博物館の資料を観覧しようとする者又は別表第四の上欄に掲げる施設 を利用しようとする者の責めに帰することができない理由により、特別利用等、自然と川の博物 館の資料の観覧又は別表第四の上欄に掲げる施設の利用をすることができないとき。
 - 三 利用権利者が、特別利用料又は使用料の全額を納付した後、埼玉県教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定める日までに特別利用等の許可の取消しの申出を行い、当該特別利用等の許可の取消しを受けたとき。
 - 一部改正〔平成一九年条例三一号〕

(指定管理者による管理)

- 第十九条 埼玉県教育委員会は、埼玉県立川の博物館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって埼玉県教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、埼玉県立川の博物館の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。
 - 一 博物館法第三条第一項各号に掲げる業務(同項第一号に掲げる業務のうち、博物館資料の収集 に関する業務並びに同項第四号及び第五号に掲げる業務を除く。)
 - 二 埼玉県立川の博物館の施設(設備及び物品を含む。以下同じ。)の維持管理に関する業務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、埼玉県教育委員会が別に定める業務
- 2 指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合における第四条から第七条まで、第九条及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「埼玉県教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

追加〔平成一九年条例三一号〕

(指定管理者の指定の手続)

- 第二十条 指定管理者の指定は、委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申 請により行う。
- 2 埼玉県教育委員会は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。
 - 一 県民の平等な埼玉県立川の博物館の利用を確保することができること。
 - 二 関係する法令、条例及び規則(委員会規則を含む。以下同じ。)を遵守し、適正に埼玉県立川

- の博物館の運営を行うことができること。
- 三 埼玉県立川の博物館の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- 四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- 五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。 追加[平成一九年条例三一号]

(指定管理者の公表等)

- 第二十一条 埼玉県教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。
- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を埼玉県教育委員会に届け出なければならない。
- 3 埼玉県教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。 追加[平成一九年条例三一号]

(管理の基準等)

- 第二十二条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。
 - 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に埼玉県立川の博物館の運営を行うこと。
 - 二 埼玉県立川の博物館の施設の維持管理を適切に行うこと。
 - 三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- 2 埼玉県教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
 - 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - 二 指定管理業務の実施に関し必要な事項
 - 三 指定管理業務の事業報告に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、埼玉県立川の博物館の管理の適正を期するため必要な事項 追加〔平成一九年条例三一号〕

(指定の取消し等)

- 第二十三条 埼玉県教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者 の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ る。
 - 一 指定管理業務又はその経理に関する埼玉県教育委員会の指示に従わないとき。
 - 二 第二十条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
 - 三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、 その補償の責めを負わない。
- 3 第二十一条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

追加〔平成一九年条例三一号〕

(指定管理者による施設の現状変更等)

- 第二十四条 指定管理者は、埼玉県立川の博物館の施設の改修、増設その他の埼玉県教育委員会が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ埼玉県教育委員会の承認を得なければならない。
- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、 若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をし なくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、埼玉県教育委員会の承認を得 たときは、この限りでない。

追加 [平成一九年条例三一号]

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第二十五条 知事は、地方自治法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に埼玉県立川の博物館の特別利用等、埼玉県立川の博物館が展示する資料の観覧及び別表第四の上欄に掲げる施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させること

ができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表第一から別表第四までに定める金額に百分の 百二十を乗じて得た額(別表第二備考第二号の表にあっては同表に掲げる額とし、特別の資料を展 示する場合にあっては別に知事が定めた観覧料の額)を超えない範囲内で定めるものとする。この 場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成一九年条例三一号〕

(利用料金の納付等)

- 第二十六条 利用権利者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指 定管理者に納付しなければならない。この場合においては、第十五条及び第十六条第二項の規定は、 適用しない。
- 2 埼玉県立川の博物館が展示する資料を観覧しようとする者及び別表第四の上欄に掲げる施設を利用しようとする者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、第十四条及び第十六条第一項の規定は、適用しない。
- 3 指定管理者は、利用権利者が第一項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更 し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。
- 4 県又は指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。
- 5 第十七条及び第十八条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第十七条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「観覧料、特別利用料又は使用料」とあるのは「知事の承認を得て、利用料金」と、第十八条中「観覧料、特別利用料及び使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第三号中「特別利用料又は使用料」とあるのは「利用料金」とする。

追加〔平成一九年条例三一号〕

(委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、自然と川の博物館の管理に関し必要な事項は、委員会規 則で定める。

追加〔平成一九年条例三一号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(埼玉県立自然史博物館条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - 一 埼玉県立自然史博物館条例(昭和五十六年埼玉県条例第四十八号)
 - 二 さいたま川の博物館条例(平成九年埼玉県条例第五十五号)

(経過措置)

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の埼玉県立自然史博物館条例第三条の規定によりした免除及びさいたま川の博物館条例第四条の規定によりした減額又は免除は、第六条の規定によりした減額又は免除とみなす。

附 則(平成十九年三月十三日条例第三十一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定(「第五条関係」 を「第十六条、第十八条、第二十五条、第二十六条関係」に改める部分及び同表を別表第四とする 部分を除く。)及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の埼玉県立自然と川の博物館条例(以下「新条例」という。)第十九条第一項に規定する 指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以 下「施行日」という。)前においても、新条例第十九条第一項、第二十条及び第二十一条第一項の 規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 新条例第二十六条の規定は、施行日以後に許可の申請のあった利用について適用し、施行日前に 許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。 4 指定管理者に埼玉県立川の博物館の管理を行わせるときは、施行日前に改正前の埼玉県立自然と 川の博物館条例の規定により埼玉県教育委員会がした利用の許可その他の処分(施行日以後の利用 に係るものに限る。)又は埼玉県教育委員会に対してされた申請その他の行為(施行日以後に指定 管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。)は、施行日以後における新条例の適 用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当 該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成二十五年三月二十九日条例第四号)

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。(後略)

附 則(平成二十六年三月二十七日条例第二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この 附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収 する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額につい て適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日 以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(平成三十一年三月十九日条例第二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この 附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収 する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額につい て適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日 以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

別表第一(第七条、第十六条、第二十五条関係)

施設等の名称	利用区分	使用料の金額
埼玉県立自然の博物館講堂	一時間	六四〇円
埼玉県立自然の博物館会議室	一時間	二二〇円
埼玉県立川の博物館ふれあいホール	一時間	八一〇円
埼玉県立川の博物館会議室	一時間	二三〇円
附属設備		別に知事が定める 額

備考 埼玉県立自然の博物館講堂、埼玉県立自然の博物館会議室、埼玉県立川の博物館ふれあいホール又は埼玉県立川の博物館会議室の利用について特別に電気を使用したときは、所定の使用料のほかに、その実費相当額を徴収する。

追加〔平成一九年条例三一号〕、一部改正〔平成二六年条例二号・三一年二号〕 別表第二(第十四条、第二十五条関係)

		観覧料の金額		
区分		個人	団体(二十人以上の場合に	
			限る。)	
	 一般	二〇〇円	一人につき	
 埼玉県立自然の博物館	/ · / / / / / / / / / / / / / / / / / /	_00n	一二〇円	
埼玉県五日祭の博物館 	学生 生生		一人につき	
	学生・生徒	一〇〇円	六〇円	
埼玉県立川の博物館	一般	四一〇円	一人につき	

			二四〇円
学生・生徒	二〇〇円	一人につき	一二〇円

備考

- 一 義務教育終了前の者については、無料とする。
- 二 年間観覧料(同一人が一年間自然と川の博物館の展示する資料(特別の資料を除く。)を観覧しようとする場合の観覧料をいう。)の金額は、次のとおりとする。

区分	年間観覧料の金額
一般	一、五〇〇円
学生・生徒	七五〇円

一部改正〔平成一九年条例三一号・二五年四号・二六年二号〕

別表第三(第十五条、第二十五条関係)

区分	単位	特別利用料の金額
熟覧	一点一日につき	一、二五〇円
模写・模造	一点一日につき	二、五〇〇円
撮影	一点一カットにつき	四、一八〇円
原板使用	一点につき	三、一三〇円

備考

- 一 びょうぶは、一隻を一点とする。
- 二 ーそろいをなす巻子は、一巻を一点とする。
- 三 掛軸は、一幅を一点とする。
- 四 その他の資料は、各個を一点とする。

一部改正〔平成一九年条例三一号・二六年二号・三一年二号〕

別表第四 (第十六条、第十八条、第二十五条、第二十六条関係)

一 体験施設

施設の名称	区分	使用料の金額
埼玉県立川の博物館アドベ	一般・学生・高等学校の生徒	四三〇円
ンチャーシアター	義務教育終了前の者	二一〇円
埼玉県立川の博物館荒川わ	一般・学生・高等学校の生徒	二一〇円
くわくランド	義務教育終了前の者	一〇〇円

二 駐車場

施設の名称	自動車の種別	単位	使用料の金額
	大型特殊自動車	一回につ	, O.
	乗合型自動車	き	一、〇三〇円
	普通自動車(乗合型自動車を除		
埼玉県立川の博	〈。)		
物館駐車場	小型自動車(二輪自動車を除	 一回につ	
	< 。)	凹にフ き	三〇〇円
	軽自動車(二輪自動車を除く。)		
	小型特殊自動車		

備考 「乗合型自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三条に規定する普通自動車のうち、乗車定員十一人以上のものをいい、その他の自動車の種別は、同条に規定するところによる。

一部改正〔平成一九年条例三一号・二六年二号・三一年二号〕